

## NPO 法人ワークショップひなたぼっこ

### 役員報酬及び費用に関する規定

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、NPO ワークショップひなたぼっこ（以下「本法人」という。）定款第20条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、特定非営利活動促進法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

#### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬等の支給)

第3条 本法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として役員総数の3分の1以下の範囲で報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給しない。

#### (定例報酬の額の決定)

第4条 本法人の常勤役員定例報酬月額、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員報酬額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

#### (定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日については、次月の10日に支給するものとする。

- 2 役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

#### (費用)

第6条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

## 附 則

1 この定款は、令和2年9月1日から施行する。

(別紙) 常勤役員俸給表 (単位：円)

| 号俸 | 月額      | 号俸 | 月額      | 号俸 | 月額      |
|----|---------|----|---------|----|---------|
| 1  | 100,000 | 11 | 300,000 | 21 | 500,000 |
| 2  | 120,000 | 12 | 320,000 | 22 | 520,000 |
| 3  | 140,000 | 13 | 340,000 | 23 | 540,000 |
| 4  | 160,000 | 14 | 360,000 | 24 | 560,000 |
| 5  | 180,000 | 15 | 380,000 | 25 | 580,000 |
| 6  | 200,000 | 16 | 400,000 | 26 | 600,000 |
| 7  | 220,000 | 17 | 420,000 | 27 | 620,000 |
| 8  | 240,000 | 18 | 440,000 | 28 | 640,000 |
| 9  | 260,000 | 19 | 460,000 | 29 | 660,000 |
| 10 | 280,000 | 20 | 480,000 | 30 | 680,000 |